

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年7月5日(火)午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 外1件

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 外4件

議案第12号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、澤田 博行委員、山田 義明委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第10号1番について朗読及び説明)
申請地は〇〇〇番、田、外1筆です。
申請理由につきましては、譲受人は譲渡人の叔父にあたり、これまでも
当該農地を管理していました。譲渡人は、今後も〇〇〇県内で居住するため、
この機会に叔父に農地を譲り渡すこととしたものです。今後は、畑として
ネギやじゃがいもを作付けする予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先日東川推進委員と現地確認してきましたが、すでに畑として利用して
おられ、特に問題ないと思います。

東川推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第10号2番について朗読及び説明)
申請地は〇〇〇番、田です。
譲渡人が高齢となり、所有する当該農地の維持管理が難しくなったため、
隣接する農地の所有者である譲受人に売却するものです。今後は、譲受人
が田として管理していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田推進委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 農地拡張ということで特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 11 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、市道排水池横道線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地が母親の実家であり、また、農業振興地域内の農用地区域から除外済であることから、1 種農地の集落接続として許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は、申請地に隣接する母の実家を間借りして居住していますが、昨年次女が誕生し、幼稚園や小学校の通園通学、通勤の利便性等から申請者の叔母が所有する当該農地に戸建て住宅を建築することを考え、関係者の同意を得、申請したものです。
隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は敷地内に 5 か所ある浸透マスに集積し、地下浸透させます。下水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田推進委員と現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 狭い農地であり、耕作するには不適地と思われるので、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 11 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 54 号線と駅南環状線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 1 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は駐車場です。譲受人は現在、申請地の近隣で貨物自動車運送業を営んでおり、この度業務拡大を計画し、トラックの保有台数を増加させる予定ですが、既存敷地には駐車スペースを確保できないことから、会社に近く、面積も適当な当該農地を地権者の同意を得、今回申請するものです。
隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については前面及び側面側溝に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 当該農地は用途地域であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 11 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 20 号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 1 種中高層居住地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は宅地分譲地で、譲受人は市内で不動産業を営んでおり、土地区画整理地内で、駅や商業施設などが近隣にあり、新築住宅の需要が高い土地を探していたところ、当該農地が適地と判断し、地権者の同意を得、今回申請するものです。今後は 2 区画に分筆し、分譲地として販売する予定です。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については前面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 現地確認してきましたが、周りも住宅が多く特に問題ないと思います。

吉田推進委員 ■■■の用途地域であり、周りも住宅が多く特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 11 号 4 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 34 号線と同 35 号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 2 種中高層住居地域)の農地であることから第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲地です。
譲受人は、市内で不動産業を営んでおり、土地区画整理地内で県道や商業施設などが近隣にあり、新築住宅の需要が高い土地を探していたところ、当該農地が適地と判断し、地権者の同意を得、今回申請するものです。今後は宅地 4 区画及び道路 1 筆に分筆し、分譲地として販売する予定です。
隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については前面及び側面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 現地確認してきましたが、住宅街の中であり特に問題ないと思います。

吉田推進委員 柳原の用途地域であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 11 号 5 番について朗読及び説明)

申請地は、市道下梅沢上小泉線の側道に面する農地です。

申請地は、市街化傾向区域であり、当該農地を含む街区における宅地面積が 4 割以上となっていることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は駐車場です。譲受人は■■■に本社を構え、管工事業等を営んでいますが、滑川市内の道路除雪業務も多数受注しています。これまで除雪の度に、■■■の本社から除雪車両(ホイールローダー)を出動させていましたが、時間・距離的に過度な負担となっていたことから、滑川市内で除雪車両駐車場を探していたところ、除雪請負路線の周囲で、かつ会社社長自宅近くの当該農地が適地であったことから関係者の同意を得、申請したものです。

隣接地に農地は無く、敷地の表層は砕石仕上げとし、雨水は地下浸透させます。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 事務局から詳細な説明がありましたが、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案です。
農業経営基盤強化促進法の規定により、市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 3 件、借り手 1 件、面積合計は 14,772 m²です。うち、新規件数は 1 件、800 m²です。詳細は 8 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
 (各委員から「異議なし」の発言あり)
 ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- 農地等の利用の最適化の推進について
- 農業者年金の加入促進について
- 農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員